

## 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

### 1 事業概要

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師・及び歯科衛生士等が、自宅を訪問して心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、介護支援専門員等へケアプラン作成等に必要な情報提供を行うサービス

### 2 人員、設備基準の概要

#### (1) 人員基準

区 分	職 種 ・ 員 数 ・ 資 格
病院, 診療所 (みなし指定)	・ 医師又は歯科医師 ・ 薬剤師, 歯科衛生士 (歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するサービスを行う保健師, 看護師及び准看護師を含む) 又は管理栄養士～適当数
薬局 (みなし指定)	薬剤師

#### (2) 設備基準

面 積 等
・ 病院, 診療所又は薬局等で, 事業の運営に必要な広さの専用区画 ・ 必要な設備・備品等